



# マネー教室

## 今回のテーマ 帰国時のファイナンシャル・プランニング

これから3月末にかけての帰国シーズンに向け、今回は帰国時のファイナンシャル・プランニングについてご説明いたします。在英中に必要な処理・手続きをきちんと済ませておけば、安心して日本での新生活を送ることができますね。

### 英国滞在中に結構な貯金できました。帰国に際し、銀行預金はしたら良いでしょうか。

いくつかの銀行を除き、日本に住みながら英国の口座を保持することは可能です。最寄りの銀行の支店に出向き、日本の新住所を伝えれば、ステートメントが日本の住所へと送られてきます。ただし、銀行の方針により、帰国後は定期預金などの新しい口座開設や更新が不可能な場合がありますので、まずは銀行に確認を取ることが重要です。

加えて、英国の口座を保持するかどうかの決定要因は金利です。日本でもポンド建て銀行預金は利用可能ですが、英国銀行間の競争が激しいため、英国の預金金利の方が競争力があるようです。

### それでは英国の銀行口座は残しておいた方が良いでしょうね。

もし今後ほとんど利用する予定がないのであれば、口座を閉じてしまう方がシンプルだと思います。数年にわたり何の取引もないと銀行側が口座を凍結してしまうケースもあるようで、再開する手続きを日本から行うのは難しいかもしれません。一方、年金を受け取るなど将来に利用する予定があれば、保持しておいた方が便利です。その場合は帰国前にオンライン上の操作に慣れておき、帰国後もたまに取引をするよう心掛けましょう。ところで英国の銀行のステートメントは、多くの場合、英語での住所確認書類として利用できます。日本ではこのような書類は入手しにくいので、保持していると便利かも知れません。

### 税金はどうなりますか。

英国の銀行では、金利支払いの際に20%が源泉課税されます。非居住者には源泉課税なしで利子が支払われるよう手続きを取ることが可能な銀行もありますので、直接銀行に問い合わせてみましょう。帰国後に日本の居住者となりますと、英国の銀行利子を含む全世界の所得に対して税金がかかります。英国で差し引かれた税金は日本にて税額控除が適用されますので、2重に課税されることはありません。

### 私はオフショアの銀行に預けているので非課税ですよ。

前述の通り、日本居住の日本人にとっては、全世界の所得が課税対象です。ジャージーやマン島などのオフショア地域では課税されずグロスで利子を受け取ることができますが、日本では英国の銀行預金同様に課税対象になります。尚、日本の銀行は、顧客が100万円以上を海外送金または海外から受領した場合には税務当局に報告することが義務付けられているようです。

### 海外資産について報告することを日本居住者に求める制度ができたと言われました。

恐らく国外財産調書制度のことですね。平成26年度(2014年度)から施行された制度で、その年の12月31日において、国外資産が5000万円を超える方はその詳細を税務署に提出しなければならなくなりました。資産に

は銀行預金、株式などの有価証券はもちろん、不動産や宝石、絵画などが含まれます。翌年の3月15日までに提出義務があり、期限までに提出すれば当調査書により所得税の申告漏れが発覚してもペナルティーが軽減されるようです。

### 効率的で経済的な送金方法を教えてください。

送金手数料は通常、送金側(英国の銀行)が10~25ポンド、受取側(日本の銀行)が4000円まで程度(500万円までの送金)と、各銀行にあまり大きな差はありません。ただし、為替レートの良し悪しは、特に多額を送金する際に受取金額へ大きく影響してきます。通常、英国からポンドを送金する際はポンドを日本の銀行へ送金し、受取銀行側でポンドから円へ両替してから日本の円口座へ振り込むという形を取ります。その際の適用為替レートは、その日決められた仲値から4円足し引きされた上で決定されます。言い換えますと、8円のスプレッド(買いと売りの差)があるわけです。例えば、仲値が180円の場合、ポンドを売り、円に直す際には176円、ポンドを買い、円を売る際には184円です。英国の為替ブローカーを利用しますと、このスプレッドが2円から4円とかなり安くなります。先述の例ですと、通常ポンドを176円で売るところを178円で売ることができるので、2円の得です。2万5000ポンドを送金すると、25,000×2=5万円の節約ですね。為替ブローカーによっては、日本への英国側送金手数料をなしにしてくれる会社もあります。

#### 為替ブローカー例

- [www.moneycorp.co.uk](http://www.moneycorp.co.uk)
- [www.hifx.co.uk](http://www.hifx.co.uk)
- [www.capitalifx.com](http://www.capitalifx.com)

### 英国滞在中にずっとナショナル・インシュランス(NIC)を払ってきました。帰国しても英国の国民年金を受け取ることが出来ますか。

必要なNICを払っていれば、どこに住居していても受給資格があります。帰国後、申請に必要な「NI番号」と呼ばれるものをきちんと保存することが大切です。ところで、2016年4月より英国国民年金制度が大幅に変更され、受給資格に必要なNIC支払い最低年数が1年から10年に延長されます。年数が足りない場合は、帰国後でもNICを払うことは可能です。

### 複数の企業年金があります。帰国に際して年金を一本にまとめた方が得策でしょうか。

複数の年金を管理・申請するのは事務的に複雑ですし、定年までの長い間には、お勤めしていた会社が英国支店を閉鎖したり、保険会社が他社に買収されたりし、年金申請の際に連絡先が不明になるかもしれません。そこで、英国にいるうちにご本人の個人年金を設定、各企業年金をトランスファーし、一つにまとめておくというのも一案です。また一本化した年金についてはファイナンシャル・アドバイザーが英国側の窓口となりますので、年金管

理や受け取り方についての助言、更には国民年金の法制変更などに関する情報を提供してくれます。ただトランスファーを検討する際は、利便性だけではなく、コストや運用内容など様々な条件を検証することが必要です。年金のトランスファーに際しては必ず専門家に相談するようお勧めします。

## 税年度末のチェック事項

締め切りは4月5日です!

- NISA枠(1万5000ポンドまで)は消化しましたか?
- 年金拠出金は最大限活用しましたか?
- 売却税基礎控除額は最大限活用しましたか?
- 相続税年間非課税枠による譲渡は済みしましたか?
- 税的特典のある他の金融商品を利用しましたか?



※ 次回のマネー教室は4月16日に掲載致します。本コラムのバックナンバーにつきましては、英国ニュースダイジェストのウェブサイト([www.news-digest.co.uk](http://www.news-digest.co.uk))をご参照ください。当コラムは2015年1月時点の法制と税制に基づき一般的なガイダンスのために作成されており、皆様のご理解を深めるために内容を簡素化してある場合もあります。専門家のお助言なしに記載情報にのみ基づき行動することはお控えください。その場合、筆者は一切責任を負いません。

## お金に関する質問受付中!

このコラムで取り上げて欲しいトピックやご質問などを随時受け付けています。ご要望などがありましたら、以下のメールアドレスまでどしどしお寄せください。

[editorial@news-digest.co.uk](mailto:editorial@news-digest.co.uk)

※件名に「マネー教室」とご記載ください。

### 和枝 ドゥルーリー APFS

日本人ファイナンシャルアドバイザー(CFP)。十数年間の米英系投資銀行勤務を経て、FAとして独立。日英両方の資格を有する。大手独立系FA会社に所属。  
e-mail: [info@kazuedrury-ifa.co.uk](mailto:info@kazuedrury-ifa.co.uk)  
URL: [www.kazuedrury-ifa.co.uk](http://www.kazuedrury-ifa.co.uk)

Lighthouse Financial Initiative Ltd is an appointed representative of Lighthouse Advisory Services Ltd.